

# 青森県報

第三千九百八十九号

平成二十七年  
四月三十日  
(木曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

告 示

生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(健康福祉課) ……二

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……四

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……四

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(三八地民局) ……四

右 同……………(同) ……五

土地改良区の役員の退任……………(同) ……六

## 正 誤

平成二十五年二月十三日定例出先機関中……………(上北地民局) ……六

## 規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二小柳団地の項中

駐車区画 B	二千六百元	を
駐車区画 B	二千六百元	に改める。
駐車区画 C	二千九百元	

### 附 則

この規則は、平成二十七年五月一日から施行する。

## 告 示

青森県告示第百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	医療法人公 仁会
	主たる事務所の所在地	上北郡野辺地町 野辺地一五〇の 一
居宅介護の種類	訪問看護	野の花訪問 看護ステーション
	居宅介護	上北郡野辺地町 野辺地一五〇の 一
居宅介護事業者	名称	社会福祉法人 青森福祉協 会
居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮園 二丁目九の三
居宅介護の種類	居宅介護	居宅介護 支援
居宅介護事業者	名称	相馬歯科医 院
居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字富田 二丁目九の三
居宅介護の種類	居宅介護	居宅介護 支援
居宅介護事業者	名称	社会福祉法人 弘前市協 会
居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字富野 町一の七九
居宅介護の種類	居宅介護	居宅介護 支援
居宅介護事業者	名称	社会福祉法人 弘前市協 会
居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮園 二丁目八の一
居宅介護の種類	居宅介護	居宅介護 支援

青森県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	相馬歯科医 院
	主たる事務所の所在地	弘前市大字富田 二丁目九の三
居宅介護の種類	訪問看護	野の花訪問 看護ステーション
	居宅介護	上北郡野辺地町 野辺地一五〇の 一
居宅介護事業者	名称	社会福祉法人 青森福祉協 会
居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮園 二丁目八の一
居宅介護の種類	居宅介護	居宅介護 支援
居宅介護事業者	名称	相馬歯科医 院
居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字富田 二丁目九の三
居宅介護の種類	居宅介護	居宅介護 支援
居宅介護事業者	名称	社会福祉法人 弘前市協 会
居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字富野 町一の七九
居宅介護の種類	居宅介護	居宅介護 支援
居宅介護事業者	名称	社会福祉法人 弘前市協 会
居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮園 二丁目八の一
居宅介護の種類	居宅介護	居宅介護 支援

青森県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	社会福祉法人 青森福祉協 会
	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮園 二丁目八の一
介護予防の種類	訪問介護	訪問看護 ステーション
	居宅介護	上北郡野辺地町 野辺地一五〇の 一
介護予防事業者	名称	社会福祉法人 青森福祉協 会
介護予防事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮園 二丁目八の一
介護予防の種類	訪問介護	訪問看護 ステーション
介護予防事業者	名称	社会福祉法人 青森福祉協 会
介護予防事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮園 二丁目八の一
介護予防の種類	訪問介護	訪問看護 ステーション
介護予防事業者	名称	社会福祉法人 青森福祉協 会
介護予防事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮園 二丁目八の一
介護予防の種類	訪問介護	訪問看護 ステーション

青森県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	社会福祉法人 青森福祉協 会
	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮園 二丁目八の一
介護予防の種類	訪問介護	訪問看護 ステーション
	居宅介護	上北郡野辺地町 野辺地一五〇の 一
介護予防事業者	名称	社会福祉法人 青森福祉協 会
介護予防事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮園 二丁目八の一
介護予防の種類	訪問介護	訪問看護 ステーション
介護予防事業者	名称	社会福祉法人 青森福祉協 会
介護予防事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮園 二丁目八の一
介護予防の種類	訪問介護	訪問看護 ステーション
介護予防事業者	名称	社会福祉法人 青森福祉協 会
介護予防事業者	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮園 二丁目八の一
介護予防の種類	訪問介護	訪問看護 ステーション

青森県告示第三百二十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	字野辺地一五〇の二	主たる事務所の所在地	字野辺地一五〇の二
訪問看護	野の花訪問看護ステーション	訪問看護	野の花訪問看護ステーション
休月止	平成二七年四月一	休月止	平成二七年四月一

青森県告示第三百二十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	字野辺地一五〇の二	主たる事務所の所在地	字野辺地一五〇の二
訪問看護	野の花訪問看護ステーション	訪問看護	野の花訪問看護ステーション
廃月止	平成二七年四月一	廃月止	平成二七年四月一

相馬護正	弘前市大字富田二丁目九の三	居宅療養管理指導	相馬歯科医院	弘前市大字富田二丁目九の三	平成二七年三月三
------	---------------	----------	--------	---------------	----------

社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	弘前市大字宮園二丁目八の一	居宅介護支援	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	弘前市大字富野町一の七九	平成二七年三月三
------------------	---------------	--------	------------------	--------------	----------

社会福祉法人嶽陽会	弘前市大字一町の田字浅井四四三	居宅介護支援	松山荘居宅介護支援事業所	弘前市大字賀田二丁目四の二	平成二七年三月三
-----------	-----------------	--------	--------------	---------------	----------

有限会社どんぐり村	十和田市稲生町一三の七	訪問看護	訪問看護ステーションどんぐり村	十和田市稲生町一三の七	平成二七年三月三
-----------	-------------	------	-----------------	-------------	----------

社会福祉法人青森社会福祉振興団	むつ市十二林一の一三	通所介護	みちのく中央デイサービスセンター	むつ市十二林一の一三	平成二七年三月三
-----------------	------------	------	------------------	------------	----------

青森県告示第三百二十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	名 称	介護予防事業者
主たる事務所の所在地	字野辺地一五〇の二	主たる事務所の所在地	字野辺地一五〇の二
訪問看護	野の花訪問看護ステーション	訪問看護	野の花訪問看護ステーション
廃月止	平成二七年四月一	廃月止	平成二七年四月一

社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	弘前市大字宮園二丁目八の一	介護予防訪問介護	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	弘前市大字富野町一の七九	平成二七・三三
社会福祉法人青森社会福祉振興団	むつ市十二林一の一三	介護予防通所介護	みちのく中央デイサービスセンター	むつ市十二林一の一三	"

青森県告示第三百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	所在地	指定年月日
株式会社 優株	株式会社 優株	十和田市元町西三丁目一〇の一	訪問介護	ヘルパー事業所見守り隊	弘前市大字門外一丁目七の二三	平成二七・四・二〇
合同会社 紀	合同会社 紀	弘前市大字門外一丁目七の二三	通所介護	デイサービス由来処	弘前市大字門外一丁目七の二三	平成二七・四・一六
株式会社 ケアライト	株式会社 ケアライト	八戸市小中野五丁目一の一	訪問介護	ヘルパー事業所見守り隊	八戸市小中野五丁目一の一	平成二七・四・一五

青森県告示第三百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号

の規定により公示する。

平成二十七年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	指定年月日
株式会社 優株	株式会社 優株	十和田市元町西三丁目一〇の一	介護予防訪問介護	ヘルパー事業所見守り隊	八戸市小中野五丁目一の一	平成二七・四・一五
合同会社 紀	合同会社 紀	弘前市大字門外一丁目七の二三	介護予防通所介護	デイサービス由来処	弘前市大字門外一丁目七の二三	平成二七・四・一六
株式会社 ケアライト	株式会社 ケアライト	八戸市小中野五丁目一の一	介護予防訪問介護	ヘルパー事業所見守り隊	八戸市小中野五丁目一の一	平成二七・四・一五

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、中市筒口土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年四月三十日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員の内任	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	福村 清美	三戸郡五戸町字観音堂五の一	平成二七・四・一就任
"	赤坂 榮治	大字倉石石沢字石沢六六の	"

土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

土地改良区の役員就任及び退任

川村 哲夫	小渡 文雄	和田 正夫	勝山 薫	川村 文雄	手倉森 齊	松坂 孝	時田 宏	岩沢 由法	川村 哲夫	赤坂 榮治	福村 清美	三浦 亮一	前田 茂道	時田 宏	岩沢 由法	松坂 孝	中川原一義	手倉森 齊	川村 文雄	勝山 薫	和田 正夫	小渡 文雄	川村 哲夫
字下新井田六四の二	大字倉石中市字小渡二八	字鍛冶屋窪上三一	字越掛沢三二の一	字熊野林後八九の六	大字倉石中市字天満二九の	字川原町西裏五の六四	字下タノ沢頭六〇の一	字中ノ沢一九の六	字下新井田六四の二	大字倉石石沢字石沢六六の	字観音堂五の一	字油出七	字川原町西裏五の六二	字下タノ沢頭六〇の一	字中ノ沢一九の六	字川原町西裏五の六四	字神明後四五	大字倉石中市字天満二九の	字熊野林後八九の六	字越掛沢三二の一	字鍛冶屋窪上三一	大字倉石中市字小渡二八	字下新井田六四の二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

三・三退任

平成二十七年四月三十日

三八地域県民局長 武田志郎

宮沢 劭	佐藤 昭二	齋藤 正人	松田 康衛	菅田 正明	川村 文雄	清川 安美	大下 敬作	高坂 健一	田中 鐵雄	齋藤 清一	山田 鉄弥	清川 彦一	田向 彦一	山田 徳見	上村 宗徳	宮沢 劭	松田 康衛	川村 文雄	佐藤 昭二	山田 助六	小笠原小治	菅田 正明	齊藤 秀美	鈴木 廣	畑中 忠雄	大下 敬作
八戸市大字八幡字林崎一〇の一	大字櫛引字櫛引一三	大字田面木字上田面木九六	大字八幡字鷓对七	字八幡丁一〇の一	字五日町三六の四	大字尻内町字表河原一七の一	大字田面木字王城林一〇の六	大字櫛引字櫛引四一	大字田面木字上田面木六の二	字外久保四〇の一	大字坂牛字鷓窪一の五	大字尻内町字尻内五四の一	大字田面木字前田表一八の八	大字八幡字五日町四二の四	字下前田一一の一五	字林崎一〇の一	字鷓对七	字五日町三六の四	大字櫛引字櫛引一三	大字坂牛字坂牛三八	大字尻内町字尻内二五	大字八幡字八幡丁一〇の一	大字田面木字上田面木九七	大字八幡字盆田一三の四	大字田面木字上田面木二二の三	字王城林一〇の六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

平成 三・四 一就任

三・三退任

